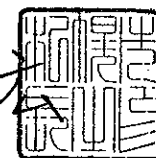


札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 24 日

札幌市長

秋 元 克 夫



札幌市規則第 14 号

札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(事務分担等) 第2条 (略)	(事務分担等) 第2条 (略)

改正前

副市長	担任事務		
	統括する重点政策	局等	特命事項
天野周治副市長	(略)	(略)	(1)・(2) (略) (3) <u>GX (グリーン・トランスフォーメーション) (水素社会の実現に向けた取組を除く。)</u> の推進 (4)～(7) (略)
山本健晴副市長	(略)	(略)	(1) (略) (2) <u>DX (デジタル・トランスフォーメーション)</u> による行政サービスの高度化 (3)・(4) (略)
加藤修副市長	(略)	(略)	(1)・(2) (略) (3) 労使双方と連携した雇用・労働課題

改正後

副市長	担任事務		
	統括する重点政策	局等	特命事項
天野周治副市長	(略)	(略)	(1)・(2) (略) (3) <u>GX/AI 産業振興の推進 (水素社会の実現に向けた取組に係るものを除く。)</u> (4)～(7) (略)
山本健晴副市長	(略)	(略)	(1) (略) (2) DXによる行政サービスの高度化 (3)・(4) (略)
加藤修副市長	(略)	(略)	(1)・(2) (略) (3) 労使双方と連携した地域経済を支える

改正前				改正後			
			<u>への対応</u> <u>(4) 地域経済を 支える人材の 確保・育成</u> (5) (略)				<u>人材の確保・ 育成</u> (4) (略) <u>(5) ポップカル チャーを用い た街の魅力向 上</u> (6) (略)
2・3 (略)				2・3 (略)			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。